

審議関係資料

1 これまでの経緯

- 平成18年 佐賀県でパーキングパーミット制度導入
⇒以降、全国的な広がり（H26年:31府県、R2年:39府県）
- 平成19年 沖身協等から、制度導入について知事要請、県議会陳情
- 平成25年 那覇市が導入
- 平成26年 第4次沖縄県障害基本計画（計画期間平成26年度～平成33年度）
⇒「パーキングパーミット制度の導入の検討」
- 平成30年 「パーキングパーミット制度導入促進方策検討会（国交省）」がとりまとめ結果を公表
⇒導入済み団体の約9割が効果があったと回答。
⇒「パーキングパーミット制度の導入は、障害者等用駐車区画の適正利用に一定の効果があると考えられ、未導入の地方公共団体に対して導入を促進していくことが望ましい。」と結論づけ。
- 平成31年 障がい者駐車スペース実態調査（バリアフリーネットワーク会議）
⇒利用件数の約3割が不適正利用。
（那覇空港：約31%、サンエー3店舗：約24%）
- 令和2年 浦添市が導入

2 各種調査

(1) 県内導入済み団体調査

ア パーキングパーミット制度の取組状況（令和2年10月現在）

	利用証交付数	協力施設数	対象区画数
那覇市 (H25.2導入)	1,360枚	37施設	101区画
浦添市 (R2.10導入)	23枚	14施設	62区画
合計	1,383枚	51施設	163区画

イ 効果、課題

- 両市とも、制度の導入により、内部障害等など外見から障害が分かりづらい方が利用しやすくなったことを効果として挙げている。
- 両市とも、「制度の周知・普及啓発」、「協力施設・駐車区画の確保」を課題として挙げている。その他の課題については、以下のとおり。
 - ・ 県単位の実施であれば、広域的な対応が可能となり効率的だと考える。
 - ・ 利用証は対象者であることを証明するものであり、必ず駐車できることを保証するものではないため、利用者、駐車場管理者の理解が必要。
 - ・ 利用証がないことで「注意ができる」という仕組みが必要だとは考え

るが、市外在住の方の利用も考えられる施設において、利用証の掲示がないことが、ただちに不適正利用とは言えない面があり、駐車場管理者にどこまで注意をお願いできるか懸念している面がある。結果として利用証が無くても駐車を認めることになり、不適正利用に対する注意喚起という側面では、市レベルでは限界があるものと考えている。

(2) 障害・高齢者・女性関係団体調査（8団体）

Q 1	障害者等用駐車場の周知状況について	十分周知されている	1 団体
		ある程度周知されている	3 団体
		周知されていない	3 団体
		分からない（未回答含む）	1 団体
Q 2	障害者等用駐車場の区画数について	十分足りている	0 団体
		ある程度足りている	1 団体
		足りていない	4 団体
		分からない（未回答含む）	3 団体
Q 3	障害者等用駐車場の利用状況について	適正に利用されている	0 団体
		ある程度適正に利用されている	0 団体
		適正に利用されていない （不適正利用がみられる）	6 団体
		分からない（未回答含む）	2 団体
Q 4	パーキングパーミット制度の導入について	導入すべき	7 団体
		導入すべきでない	0 団体
		分からない（未回答含む）	1 団体
<p>※ <u>導入すべき理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的にみて遅れていることは間違いない。制度の中身については課題はあると思うが、長年の課題解決に向けて進んだほうがよい。導入後の見直しなどによりより良い制度にすべき。 本来の利用者が困らないためにも導入すべき。 車いすユーザーは本当に困っている。地域で生活する上では、車いす車両用の駐車スペースが必要。そのためには、不適正利用を防止する制度が必要。 様々な場所へ外出することが多くなっており、この制度は必要。 			

(3) 県内事業者調査（7事業者）

Q 1	障害者等用駐車場の課題 (複数選択可)	不適正な利用がみられる	6 団体
		管理が困難（不適正利用者への注意・対応など）	6 団体
		苦情対応（健常者の利用、駐車区画が十分でないなど）	5 団体
		制度が十分周知されていない	4 団体
		現状の区画数が少ない（不足している、増やすよう要望がある）	0 団体
		現状の区画数が多い（余剰している、利用されていない）	0 団体
		その他	1 団体
Q 2	パーキングパーミット制度の導入について	導入すべき	5 団体
		導入すべきでない	0 団体
		分からない（未回答含む）	2 団体
Q 3	導入した場合に、駐車区画を提供できる見込み	提供できる	3 団体
		提供できない	1 団体
		分からない（未回答含む）	4 団体
Q 4	パーキングパーミット制度の課題 (複数選択可)	不適正利用者への対応	6 団体
		制度の周知方法	5 団体
		新たな負担が生じる恐れ (新たな区画の確保、区画の表示、管理方法など)	3 団体
		その他	1 団体

(4) 障害者等用駐車場やパーキングパーミット制度に対する意見等

ア 障害・高齢者・女性関係団体

- ・ 区画の確保が可能な駐車場、厳しい駐車場があるかと思われるが、本来利用できる方が安心して利用できる駐車場となることを希望する。
- ・ 企業や商業分野において、スペースの確保は大変厳しいかもしれないが、行政が率先して手本を示し、民間に啓発してもらいたい。
- ・ パーキングパーミット制度に賛同する企業を公表するとともに、スペースに対する補助金を検討してはどうか。また、制度を悪用した場合の勧告など、処罰についても検討の余地がある。
- ・ バリアフリーに対する心を育てるソフト面の施策がまだまだ弱い。制度の制定もよいが、啓蒙にもっと力を入れて欲しい。

イ 県内事業者

- ・ 健常者と思われる駐車があるなどの苦情を受けても、見た目では判断できないため注意ができない。また、身障者であってもシールの貼付やカードの掲示も徹底できていない。警備による牽制や巡回など経費面含めて、対応に苦慮しているのが現状。
- ・ 駐車場は慢性的に不足しており、「いつ来ても駐車場一杯」など、来訪者からの苦情が多い。P P制度は、障害者等の福祉に資するものとして、大変有意義で前向きに対応すべきものだと考えているが、前記の通り駐車場が不足している状況で車いす利用者用に追加して本制度用のスペースを設けるのが難しい施設もある。
- ・ 良い制度だとは思いますが、既に身障者専用の駐車スペースを設置しており、本来の利用客が駐車出来ない可能性があると思う。その可能性が排除できないと導入は厳しいと考える。
- ・ 障害者等で許可証を持たない人が駐車した場合にどのような運用になるのか心配。有効期限はあるのか、またある場合の管理は誰が行うのか。

3 パーキングパーミット制度導入済み他府県の取組み

(1) 制度の周知、普及啓発

- ・ 県広報誌、ホームページ等での広報
- ・ チラシの作成、配布、商業施設等での配架
- ・ 運転免許センター、自動車学校等での啓発（読本での案内、DVD放映等）

(2) 協力施設の負担軽減

- ・ 区画を示す標識（カバー、ステッカー等）の配布
- ・ 不適正利用車両に対する注意チラシの作成

(3) 利用者の負担軽減

- ・ 窓口及び郵送による申請対応（窓口の場合は、原則即日発行）
- ・ より身近な市町村等での申請対応

4 答申の方向性

案1 パーキングパーミット制度の導入を答申する場合

⇒ パーキングパーミット制度の概要・方向性をあわせて答申。

- 例：①対象者の範囲
②利用証の有効期限
③ダブルスペース（プラスワン制度）の導入 など

案2 パーキングパーミット制度の導入以外を答申する場合

⇒ パーキングパーミット制度導入以外の方法で、障害者等用駐車場の適正利用に関する取組みを答申。（パーキングパーミット制度の導入については、今後の状況をみながら引き続き検討）

- 例：① 障害者等用駐車場の適正利用に向けた普及啓発
② 内部障害者等への対応（ヘルプマークの普及促進）
③ 福祉のまちづくり整備基準、整備マニュアルの改訂 など